

＜第1回住宅審議会資料から抜粋（ゴシック字体は追記）＞

【参考資料】減免制度（他都市比較）

1. 対象世帯

ア 政令月収が一定基準以下の場合を適用対象とする方法

例：京都市，札幌市，仙台市，さいたま市，東京都，大阪市，名古屋市，堺市

イ 総収入が一定基準以下の場合を適用対象とする方法

例：北九州市，福岡市

ウ 生活保護基準に準じ算定した一定金額と収入を比較して，収入が一定金額に満たない場合を適用対象とする方法

例：新潟市，千葉市，横浜市，広島市，神戸市

2. 減免方法

ア 「本来家賃×減免率」

①政令月収に応じて減免率を設定

例：京都市，札幌市，仙台市，さいたま市，東京都，名古屋市，堺市

②収入と生活保護基準額との比率に応じて減免率を設定

例：新潟市，千葉市，広島市，神戸市

③総収入に応じて減免率を設定

例：北九州市

④総収入と世帯構成人数に応じて減免率を設定

例：福岡市

イ 「減免算定基礎額×住宅係数（立地係数，規模係数，経過年数係数，利便性係数）」

例：大阪市

ウ 「収入等×家賃負担率」

①「政令月収×0.3」

例：川崎市

3. 減免後の最低家賃（下限）

ア 固定値

例：京都市（3,800円），札幌市（3,500円），大阪市（収入月額ごとに設定4,000～30,000円），神戸市（近傍同種家賃ごとに設定6,000～10,000円），北九州市（3,000円）

イ 本来家賃に一定率を乗じた額

例：東京都（50％），広島市（30％）

ウ 免除（0円）

例：仙台市，横浜市

エ 設定なし

例：千葉市，川崎市，さいたま市，静岡市，浜松市，名古屋市，堺市，福岡市

4. 適用期間と更新の条件

ア 適用期間は1年以内又は1年度以内。

ほぼ全ての政令市（静岡市6箇月以内）

イ 更新に当たって家賃滞納，不適正入居不可などの条件有り。

例：新潟市，横浜市，浜松市，大阪市，神戸市，堺市，北九州市，福岡市

ウ 1年以上の更新は認められない。

例：横浜市（重度障害等除く）

5. 最高減額率

ア 減額率設定

例：～50％ 東京都，新潟市，～60％ 堺市，～70％ 神戸市，広島市，～75％ 北九州市，福岡市，～80％ 札幌市，千葉市，さいたま市，京都市，～100％ 仙台市

イ その他

例：所得に応じた額 川崎市，大阪市，生活保護基準に応じた額 横浜市